

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和元年度 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務（木曽川上流）
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局木曽川上流河川事務所長 堀 与志郎 岐阜市忠節町5丁目1番地
契 約 締 結 日	令和 1 年 8 月 2 3 日
契約の相手方の 氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業（株）北九州PCB処理事業所
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥ 5, 5 5 6, 9 3 6 -
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥ 5, 5 5 6, 9 3 6 -
随意契約による こととした理由	本業務は事務所に保管してある高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を適正に処理するものである。PCB保管事業者はPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）及び施行令の規定により令和3年3月までに処理することが義務づけられている。また環境省はPCB特措法第6条第1項に基づきPCB廃棄物処理基本計画を定めており、高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）でしか処理できないこととされている。JESCOは全国的に中間処理を行う事業所を設置しているが、東海・近畿エリアの高濃度PCB廃棄物保管事業所は北九州PCB処理事業所でしか処理できないことから競争性がない。上記理由により、中間貯蔵・環境安全事業（株）北九州PCB処理事業所と随意契約を結ぶものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号
備 考	